

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第23号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会（第2条）」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第2条の2）」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 市が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、同条中「新潟市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、第2章中同条を第2条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、新潟市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第5条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第

1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第12条第1項第1号中「100分の8.20」を「100分の7.60」に改め、同項第2号中「20,100円」を「17,700円」に改め、同項第3号中「24,000円」を「22,200円」に改める。

第12条の4の2第1号中「24,000円」を「22,200円」に改める。

第12条の5中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第12条の5の4第1項第1号中「100分の2.80」を「100分の3.10」に改め、同項第2号中「6,600円」を「7,200円」に改め、同項第3号中「8,400円」を「9,000円」に改める。

第12条の5の7中「6,600円」を「7,200円」に改める。

第12条の5の8第1号中「8,400円」を「9,000円」に改める。

第12条の8第1号中「100分の2.20」を「100分の2.50」に改め、同条第2号中「12,300円」を「14,100円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料につ

いて適用し，平成29年度分までの保険料については，なお従前の例による。